ＳＥＣ４：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）																
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合計	資産譲渡型証券化取引（小計）	証券化			再証券化			合成型証券化取引（小計）	証券化			再証券化		
					裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア			裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア
	エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）															
1	20％以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
2	20％超50％以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
3	50％超100％以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
4	100％超1250％未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
5	1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	エクスポージャーの額（算出方法別）															
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー															
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー															
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー															
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）															
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット															
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット															
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット															
13	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット															